

是正措置報告書

平成24年4月12日

宮崎市長 戸敷 正 殿

住 所 宮崎市船塚一丁目1番地2
氏 名 公立大学法人 宮崎公立大学
理事長 井 上 雄 二

平成24年1月10日付け宮崎市達第5号で措置を命じられた事項については、下記のとおり是正することといたしましたので、報告いたします。

なお、ハラスメント外部検証委員会による3か月後、半年後、1年後検証の結果については、その都度、報告いたします。

記

私たち宮崎公立大学教職員一同は、過去に発生したハラスメントにより、学生、保護者等、関係者に甚大な苦痛や不安を与えたことを深く反省し、学生の安心・安全で良好な修学環境の確保を第一に、ハラスメントの根絶を目指し、以下の是正項目に真摯に取り組むことを宣言します。

是正項目	内容	期間等
1 ハラスメントに関する組織機能の強化	(1) ハラスメント防止・対策委員会（委員数8名、以下「防止・対策委員会」という。）を理事長直属とする。また、ハラスメント相談員会を防止・対策委員会直結の組織とし、両組織の大学組織体系での位置付けと責任体制を明確にする。 (2) 権限を持ってハラスメント防止・対策にあたるよう、ハラスメント防止・対策等を担当とする女性の学長統括特別補佐役（以下「特別補佐役」という。）を新たに任命した。	平成24年4月実施 平成24年4月実施済み

是正項目	内容	期間等																																																			
	<p>(3) 防止・対策委員会の機能強化を図るため、次のとおり委員構成の見直しを行う。</p> <p>【委員構成】</p> <table border="1" data-bbox="491 439 1099 851"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>所属等</th> <th>性別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>特別補佐役</td> <td>女</td> </tr> <tr> <td>内部委員</td> <td>教員</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>内部委員</td> <td>教員</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>内部委員</td> <td>教員</td> <td>女</td> </tr> <tr> <td>内部委員</td> <td>事務局職員</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>内部委員</td> <td>事務局職員</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>内部委員</td> <td>事務局職員</td> <td>女</td> </tr> <tr> <td>外部委員</td> <td>弁護士</td> <td>女</td> </tr> </tbody> </table> <p>①特別補佐役を委員長とし、より専任的に対応できる体制にする。</p> <p>②女性委員を新たに3名登用し、女性比率を12%から50%に高める。</p> <p>③客観的な視点で防止・対策について検討することができるよう、外部委員に女性弁護士1名を登用する。</p> <p>④専門的な見地からの意見が聞けるよう、委員の他に顧問を置き、女性専門家1名を登用する。</p> <p>(4) ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）の人数を5名から7名に増員し、相談窓口の充実を図る。</p> <p>【相談員構成】</p> <table border="1" data-bbox="491 1518 1099 1886"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>所属等</th> <th>性別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談員</td> <td>教員</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>相談員</td> <td>教員</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>相談員</td> <td>教員</td> <td>女</td> </tr> <tr> <td>相談員</td> <td>事務局職員</td> <td>女</td> </tr> <tr> <td>相談員</td> <td>事務局職員</td> <td>女</td> </tr> <tr> <td>相談員</td> <td>事務局職員</td> <td>女</td> </tr> <tr> <td>相談員</td> <td>臨床心理士</td> <td>女</td> </tr> </tbody> </table>	職名	所属等	性別	委員長	特別補佐役	女	内部委員	教員	男	内部委員	教員	男	内部委員	教員	女	内部委員	事務局職員	男	内部委員	事務局職員	男	内部委員	事務局職員	女	外部委員	弁護士	女	職名	所属等	性別	相談員	教員	男	相談員	教員	男	相談員	教員	女	相談員	事務局職員	女	相談員	事務局職員	女	相談員	事務局職員	女	相談員	臨床心理士	女	<p>平成24年4月実施</p> <p>平成24年4月実施</p>
職名	所属等	性別																																																			
委員長	特別補佐役	女																																																			
内部委員	教員	男																																																			
内部委員	教員	男																																																			
内部委員	教員	女																																																			
内部委員	事務局職員	男																																																			
内部委員	事務局職員	男																																																			
内部委員	事務局職員	女																																																			
外部委員	弁護士	女																																																			
職名	所属等	性別																																																			
相談員	教員	男																																																			
相談員	教員	男																																																			
相談員	教員	女																																																			
相談員	事務局職員	女																																																			
相談員	事務局職員	女																																																			
相談員	事務局職員	女																																																			
相談員	臨床心理士	女																																																			

是正項目	内容	期間等
	<p>(5) 気軽にハラスメントに関する相談ができるよう、従来のメール相談に加え、新たにハラスメント相談専用電話（携帯）を2台設置した。</p> <p>(6) 学生相談室や保健室は、事務局を通らないと入室することができず、学生が行きにくい状態であったため、外部から直接入室できるドアを設置し、学生が行きやすい環境整備を行った。</p>	<p>平成24年1月 実施済み</p> <p>平成24年3月 実施済み</p>
<p>2 ハラスメントに対する教職員の意識改革の徹底</p>	<p>(1) これまで実施してきた教職員研修や防止・対策委員会委員研修及び相談員研修を継続的に実施するとともに、一部ロールプレイを取り入れるなど、研修内容の充実を図る。</p> <p>(2) 管理職層が責任を持って防止・対策にあたるため、ハラスメントに対する知識や理解、また、ハラスメントが発生する構造等への理解を深める管理職研修を新たに実施する。</p> <p>(3) ハラスメントの未然防止を図るため、ハラスメントに関する意見箱の設置やアンケート調査の実施などにより、実態把握とチェックを行い、必要なものは早急に対処する。</p> <p>(4) 処分の厳格化として、懲戒解雇の場合、被害者への二次加害が想定される場合を除き、原則として加害者の氏名公表を行うことの規定化について検討を行う。</p> <p>(5) 学内においてはすでに原則、飲酒禁止であるが、学外における教職員と学生との飲酒に関する節度遵守を図るため、指針を整備し、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、未成年者との飲酒の罰則化について検討を行う。</p>	<p>3か月以内</p> <p>3か月以内</p> <p>3か月以内</p> <p>3か月以内</p> <p>6か月以内</p>

是正項目	内容	期間等
	<p>(6) ハラスメントに関する処分を受けた教職員の特別研修の義務化について検討を行う。</p> <p>(7) ハラスメント要因になり得る可能性がある卒業論文の提出と認定方法について、平成23年度は、不認定の場合の学生への理由開示の改善を図ってきたが、引き続き、指導教員の承認印の在り方を検討する。</p>	<p>3か月以内</p> <p>6か月以内</p>
<p>3 事件発生後の対応改善と被害者に寄り添った支援の確立</p>	<p>(1) 関係教職員、相談員等で構成するサポートグループを編成し、被害者の卒業までの具体的な履修支援策を行う。</p> <p>(2) サポートグループなどの現場担当者が適切な被害者支援を行うことができるよう、医師、弁護士、臨床心理士などの専門家の助言が得られる体制づくりを行う。</p> <p>(3) 被害者への二次加害が発生することのないよう、公表内容や方法に関するガイドラインを作成する。</p> <p>(4) 被害者の医療費、通院費、裁判費用等に関する負担について調査・研究する。</p>	<p>平成24年4月実施</p> <p>平成24年4月実施</p> <p>3か月以内</p> <p>3か月以内</p>